

## 氷川町告示第130号

氷川町ブランドマーク使用規程を次のように定める。

令和7年11月1日

氷川町長 藤本 一 臣

### 氷川町ブランドマーク使用規程

#### (目的)

第1条 この規程は、氷川町ブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、町民の氷川町（以下「町」という。）に対する愛着と誇りを醸成し、町の魅力を町内外に発信することを目的とする。

#### (ブランドマークの定義)

第2条 ブランドマークとは、氷川町ブランドマニュアル（以下「マニュアル」という。）において町が定める町のイメージを象徴するデザイン（ロゴマーク、タグライン等）をいう。

#### (権利の帰属)

第3条 ブランドマークに関する一切の権利は、町に帰属する。

#### (趣旨)

第4条 ブランドマークは、使用者がこれを使用することにより、本町をPRしていく意思を表明するものであり、使用者が実施する事業の推奨や販売する商品の品質保証などを本町が行なうものではない。

#### (使用許可申請及び使用許可)

第5条 ブランドマークを使用しようとする者は、氷川町ブランドマーク使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて町長に申請し、許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、氷川町ブランドマーク使用許可書（様式第2号）又は氷川町ブランドマーク使用不許可書（様式第3号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件

(以下「許可条件」という。)を付することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の申請及び第2項の許可書及び不許可書の通知を省略することができる。ただし、事前に使用見本を町長に提出することを要する。

- (1) 国、地方公共団体及び一部事務組合が業務を目的として使用する時。
- (2) 報道機関が町政に係る報道及び広報の目的で使用する時。
- (3) その他公益上の観点から町長が適当と認めるとき。

(使用許可の期間)

第6条 ブランドマークの使用許可の期間は原則として2年以内とし、氷川町ブランドマーク使用許可書に記載した期間とする。

(使用許可の制限)

第7条 町長は、次のいずれかに該当するときは、ブランドマークの使用を許可しないものとする。

- (1) 町の信用と品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) マニュアルに定められた正しい利用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の政党、候補者並びに宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体等の売名に利用される恐れがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用される恐れがあるとき。
- (7) 品質、性能等に関して公的機関の認定等を必要とする商品等にデザインを使用する場合の当該認定等が得られていないとき。
- (8) その他ブランドマークの使用が適当でない認められるとき。

(審査機関)

第8条 ブランドマークを商品等(加工品、特産品、農産品、広告物等)に使用する場合については、氷川町ブランドマーク使用審査会を設置し審査する。ただし、町のピーアールのために有益であり、町長が開催の必要がないと認めるものについては、審査会の審査を省略することができる。

(使用料)

第9条 ブランドマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第 10 条 町長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ブランドマークの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、第 5 条の許可を受けた事項以外の目的にブランドマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。
- (2) 使用者は、ブランドマークの使用に際して、マニュアルに従い正しく使用しなければならない。
- (3) 使用者は、商標登録、意匠登録等ブランドマークに関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。
- (4) 使用者は、ブランドマークを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- (5) 使用者が、ブランドマークの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (6) ブランドマークの使用に際して、知的所有権等の紛争が生じた場合は、使用者の責任において処理するものとし、町長に対し、損害賠償その他の請求及び権利の主張は行えない。
- (7) 本町が当該商品の品質保証などを行うことではないため、当該使用に係る物件に「氷川町推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
- (8) その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用しなければならない。

(使用許可の変更)

第 11 条 申請書の内容に変更が生じたときは、氷川町ブランドマーク使用許可変更申請書（様式第 4 号）を町長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 第 5 条の規定は、前項の場合に準用する。

(使用許可の取消申請)

第 12 条 使用者は、使用期限までに、ブランドマークを使用する必要がなくなったときは、氷川町ブランドマーク使用許可取消届（様式第 5 号）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて町長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第 13 条 町長は、第 5 条又は第 11 条の規定により準用された第 5 条の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消

すことができる。

- (1) 使用者がこの規程又は許可条件に違反したとき。
  - (2) 申請内容と異なるとき。
  - (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (4) 前条の申請が行われたとき。
- 2 使用者は、前項の規定により使用の許可を取り消された場合、当該許可により作製された物品等を使用又は販売してはならない。
- 3 町長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第14条 町長は、使用を許可したブランドマークの使用状況について調査をすることができる。使用者は町長から要請を受けた場合は、ブランドマークの使用実態を報告及び使用製品等を提供しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、ブランドマークの使用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

氷川町長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

氷川町ブランドマーク使用許可申請書

氷川町ブランドマークを使用したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

使用物	<u>※使用する形式を○で囲んでください。</u> 縦型 ・ 横型 ・ その他 ( )
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用商品等	
使用商品等数	
備考	

商品等の見本(写真等)を必ず添付してください。

様式第2号(第5条関係)

氷川町ブランドマーク使用許可書

使用者の住所 及び氏名	住所
	氏名
使用目的	
使用商品等	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用許可番号	
許可条件	
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用者は、上記の許可を受けた事項以外の目的にブランドマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。</li> <li>2 使用者は、ブランドマークの使用に際して、マニュアルに従い正しく使用しなければならない。</li> <li>3 使用者は、商標登録、意匠登録等ブランドマークに関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。</li> <li>4 使用者は、ブランドマークを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。</li> <li>5 使用者が、ブランドマークの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。</li> <li>6 ブランドマークの使用に際して、知的所有権等の紛争が生じた場合は、使用者の責任において処理するものとし、町長に対し、損害賠償その他の請求及び権利の主張は行えない。</li> <li>7 本町が当該商品の品質保証などを行うことではないため、当該使用に係る物件に「氷川町推奨・認定」等の文言は使用しないこと。</li> <li>8 その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用しなければならない。</li> </ol>

上記のとおり氷川町ブランドマークの使用を許可します。

年 月 日

氷川町長

印

年 月 日

様

氷川町長

印□

氷川町ブランドマーク使用不許可書

年 月 日付けで申請のありました氷川町ブランドマーク使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

備考

1 この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条および第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、氷川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条および第14条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、氷川町長に対して提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、前記1の審査請求をした場合には、行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

氷川町長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

氷川町ブランドマーク使用許可変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用許可番号	
使用商品等	
変更する事項	
変更の理由	
備考	

使用許可書(変更があったときは変更後のもの)及び変更後の見本(写真等)を必ず添付すること。

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

氷川町長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

氷川町ブランドマーク使用許可取消届

下記の理由により、氷川町ブランドマーク使用を終了しますので、届け出ます。

記

使用許可番号	
使用商品等	
届出の理由	
備考	

使用許可書(変更があったときは変更後のもの)を必ず添付すること。